

2019年4月 制定

貯法 2-10℃

承認指令番号	30動薬第1996号
販売開始	2019年10月

動物用医薬品

バックスオン-ソルベント

【本質の説明又は製造方法】

本剤は、精製水に濃度0.9%になるように塩化ナトリウムを添加・溶解し、1,000羽分用は1バイアルに30mL、2,000羽分用は1バイアルに60mL分注射栓した後、加熱滅菌したものである。製品は、無色透明な液体である。

【成分及び分量】

溶解用液 1バイアル(60mL 2,000ドーズ分)中

成分		分量
等張剤 溶剤	塩化ナトリウム 精製水	0.54g 残量

【効能又は効果】

ワクチノーバ株式会社製の「Mg生ワクチン」の溶解用液として使用する。

【用法及び用量】

ワクチノーバ株式会社製の「Mg生ワクチン」(1,000羽分用)を1,000羽分用に、ワクチノーバ株式会社製の「Mg生ワクチン」(2,000羽分用)を2,000羽分用に溶解する。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は獣医師の適正な指導の下で使用する。
- ・本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。

(使用者に対する注意)

- ・本溶解用液は「用法及び用量」欄に定められたワクチノーバ株式会社製の「Mg生ワクチン」の溶解用液として使用する。
- ・ワクチンの成分と特徴はワクチンの添付文書にその記載がある。
- ・接種上等の注意はワクチンの添付文書を参照のこと。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・外観又は内容に異常を認めたものは使用しないこと。
- ・使用期限が過ぎたものは使用しないこと。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・直射日光、加温又は凍結は品質に影響を与えるので、避けること。本溶解用液はガラス瓶が破裂するおそれがあるので、凍結しないこと。
- ・使い残りの溶解用液及び使用済みの容器は、消毒又は滅菌後に地方公共団体条例等に従い処分、若しくは感染性廃棄物として処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・開封時にアルミキャップの切断面で手指を切る恐れがあるので、手袋をするなど十分注意すること。

(取扱い上の注意)

- ・開封後は一度に使い切り、雑菌混入や効力低下の恐れがあるので、再保存や再使用はしないこと。

【包装】

溶解用液 (1バイアル 30mL 1,000ドーズ用) ×10本入り 1箱
点眼器×10個入り

溶解用液 (1バイアル 60mL 2,000ドーズ用) ×10本入り 1箱
点眼器×10個入り

【製品情報等お問い合わせ先】

ワクチノーバ株式会社

ワクチン相談窓口

〒105-0013

東京都港区浜松町一丁目24番8号

Tel:03-6895-3710 Fax:03-6895-3711

製造販売元

 ワクチノーバ株式会社

 東京都港区浜松町一丁目24番8号

獣医師、薬剤師等の医療関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報等お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。